

特記仕様書

1 基本仕様

- (1) 共通仕様 設計書及び特記仕様書に記載してある事項以外は、次の仕様書によります。
- ア 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）及び公共改修建築工事標準仕様書（建築工事編）
- イ 同（電気設備工事編）
- ウ 同（機械設備工事編）
- (2) 緊急連絡先 本工事の着手にあたり、現場代理人、主任技術者の連絡先を記した緊急連絡先一覧表を提出してください。
- (3) 作業時間 原則として、平日の8時30分から17時15分までとします。やむを得ず休日及び時間外に作業を行う場合は、あらかじめ許可を得てください。
- (4) 施設の一部使用 請負者は、必要により許可を得て施設の一部を無償で使用出来ます。

2 特記仕様

- ア 本工事については、施設を運営しながらの施工となりますので、監督員・施設運営者と時期等について調整の上、実施してください。
- イ 完成図書として、工事写真及び作業報告書を3部提出してください。
- ウ 廃棄物は、必要に応じて産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し、又は、下取り先のメーカーもしくは販売店の受領書を提出してください。
- エ 機器の収まりや他の機器との取り合い上やむを得ない取り付け工法の軽微な変更は、係員と協議の上施工してください。
- オ 設計図書、標準仕様書及び特記仕様書に記載のない事項についても、完成後に必要と認められる事項は、請負者の責任において施工してください。

工事における「環境に配慮した公共工事の推進」に関する特記仕様書

本工事の実施にあたっては、下記の項目についての現場での環境配慮の取り組みを積極的に推進することを心がけること。

なお、貴社がISO14001を取得している場合は、認証内容を監督員に説明し相互理解に努めること。

1. 地球温暖化防止、工事現場周辺住民への環境配慮に資するため、場内での車両のアイドリングストップ等に努めること。
2. 場内で発生する、一般廃棄物や産業廃棄物について、分別を徹底し、資源として再利用できる物は再利用し、廃棄すべき物は適切な処理を行うこと。
3. 現場から搬出する建設副産物及び利用する資材については、建設副産物にかかる特記仕様書に従い、「再生資源利用（促進）計画書・実施書」にもれなく記載すること。
4. 現場で利用する資機材等は、「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の利用方針を確認すること。
また、裏面の表の認定対象品目のうち、レ印が記入されたものについては、「神奈川県県土整備局建設リサイクル認定資材一覧表」の「率先利用認定資材」欄に○印が記入されたものの中から利用すること。
※「県土整備局公共工事グリーン調達基準」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f7309/shizai/index.html>
※「神奈川県県土整備局建設リサイクル認定資材一覧表」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f7309/shizai/index.html>
5. 工事箇所の現場状況を充分考慮し、自然環境の保全に努めること。
6. 施工に際して、建設廃棄物の発生抑制を心がけること。
7. 「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」等の趣旨に基づいて「再生砕石」、「再生加熱アスファルト混合物」の使用を推進すること。また、建設発生木材、建設汚泥についても発生抑制、再利用の方法を検討し、できるだけ廃棄物が生じない工夫を行うこと。

県土整備局公共工事グリーン調達基準
(特定調達品目)

資材	建設汚泥から再生した処理土	土工用水砕スラグ	銅スラグを用いたケーソン中詰め材
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	地盤改良用製鋼スラグ	高炉スラグ骨材
	フェロニッケルスラグ骨材	銅スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材
	中温化アスファルト混合物	間伐材	高炉セメント
	フライアッシュセメント	エコセメント	透水性コンクリート
	鉄鋼スラグブロック	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	下塗用塗料（重防食）
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	高日射反射率塗料	高日射反射率防水
	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	LED道路照明	再生プラスチック製中央分離帯ブロック
	断熱サッシ・ドア	製材	単板積層材
	直交集成材	フローリング	木材・プラスチック再生複合材製品
	照明制御システム	変圧器	吸収冷温水機
	氷蓄熱式空調機器	ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	送風機
	ポンプ	自動水栓	自動洗浄装置及びその組み込み小便器
	大便器	再生材料を使用した型枠	合板型枠
	建設機械	排出ガス対策型建設機械	低騒音型建設機械
工法	低品質土有効利用工法	建設汚泥再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法
	路上表層再生工法	路上再生路盤工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法		
目的物	排水性舗装	透水性舗装	屋上緑化

(認定対象品目)

資材	☒ 再生加熱アスファルト混合物	☒ 再生骨材等	☒ 再生コンクリート二次製品
	☐ 再生舗装用ブロック (平版、インターロッキングブロック)	☐ 再生木質ボード	☐ 排水・通気用再生硬質塩化ビニル管
	☐ 再生セラミックタイル	☐ 再生ビニル系床材	☐ 再生人造鉱物繊維断熱材 (グラスウール断熱材・ロックウール断熱材)
	☐ 再生骨材コンクリート	☐ 再生改良土	☐ 再生パーク堆肥
	☐ 再生集成材・合板	☐ 再生モルタル	☐ 再生流動性埋戻材
	☐ 再生生コンクリート		

設計計上している品目については監督
員が口に✓を追加して発注

電子納品に関する特記仕様書

工 事 編

第1条(適用範囲)

本特記仕様書は、本工事の最終成果を電子納品の対象とし、そのために必要な事項について定めるものである。

第2条(電子納品)

電子納品とは、本工事の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、「電子納品運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

第3条(電子納品実施における管理責任者の設置)

受注者は、電子納品の実施にあたり、電子データの作成及び管理、コンピュータウイルス対策に関する管理責任者を設置するとともに、事前協議チェックシートにその旨を記載すること。管理責任者は、電子データの管理に関する十分な知識を有する者とし、データの紛失や改ざん防止のためのバックアップやコンピュータウイルス対策を行うこと。

第4条(成果品の提出)

成果品は、「ガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R又はDVD-R)に格納して2部提出する。なお、協議により電子納品の対象外とした書類は、従来通り紙で納品する。

「ガイドライン」で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

また、紙による書類の提出は必要最小限とする。

第5条(成果品の確認)

受注者は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施すること。

なお、電子データの検査方法については、別途協議の上、決定する。

第6条(発注図データの取扱)

発注者から提供された発注図のデータについては、当該工事以外に使用してはならない。

また、発注図データ及び知り得た情報等については、発注者に無断で第三者に漏らしてはならない。

第7条(その他)

受注者は、本工事を実施するにあたり、事前協議を実施するとともに、結果を事前協議チェックシートに記載し、施工計画書に添付する。また、その他業務内容に疑義を生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、その指示を受けなければならない。